

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設の名 称	磯崎漁港の指定施設
指定管理者の名 称	宮城県漁業協同組合
施設所管部 課(室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成24年4月 ~ 平成27年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成27年4月 ~ 令和2年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和2年4月 ~ 令和7年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名 称	名 称	磯崎漁港の指定施設
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名 称	磯崎漁港の指定施設	
所 在 地	宮城県松島町磯崎字長田地先(東防波堤横泊地) 宮城県松島町磯崎字鷺島地先(船揚場横泊地)	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施設の内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	
内 容	(東防波堤横泊地)延長230メートル, 幅12.5メートル (船揚場横泊地)延長30メートル, 幅12.5メートル	
開 館 (所) 日		
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	57 隻	56 隻	57 隻	100.0%	101.8%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
	57 隻	56 隻	57 隻	100.0%	101.8%
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	57 隻	56 隻	57 隻	100.0%	101.8%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	1,850	1,767	1,835	99.2%	103.8%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	1,850	1,767	1,835	99.2%	103.8%

(2) 支出

人件費	1,630	1,638	1,701	104.4%	103.8%
施設管理費	220	129	134	60.9%	103.9%
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	1,850	1,767	1,835	99.2%	103.8%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
	正規	非正規	評価	評価			
①管理運営体制	支所職員全員で管理運営にあたり、施設の修繕は設備のある漁船を所有している組合員に依頼している。		支所・本所間において、緊密に連携しており的確な管理運営に努めた。		A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	2人	人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	点検業務時や利用者からの修繕依頼で早急に対応している。		定期点検時や荒天後に施設の巡回を実施し異常がないかを確認、また利用者や地元組合員からの報告により、早急に修繕対応を行い維持管理に努めた。		A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運營業務(ソフト事業等)の実施	・指定施設の申請書受付、使用料徴収等を適切に行った。・設備施設維持管理及び現金の取扱、使用料の管理を行い、使用料が発生した際は、領収書の発行、徴収台帳の記入、関係機関へ報告した。		遅延することなく管理業務実施報告書を提出し適正なる管理運営に努めた。		A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	利用者の駐車スペースの確保、整備 365日24時間利用できるよう地元組合員にも事故等の情報の提供を依頼している。		利用者が安心して利用できるよう定期点検時に清掃を実施、また地元組合員にも異常があれば速やかに情報提供を行うよう依頼し、利用者サービスの向上に努めた。		A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	点検業務時や申請及び使用料支払いでの支所訪問時に要望等の把握に努めている。		現場や支所窓口において、利用者から直接寄せられる要望について、対応可能な要望等については即座に対応し、利用者との関係性の構築に努めている。また、苦情は寄せられていない。		A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
⑦安全対策	事故等の際、地元組合員48人を含む支所組合員138人の協力をお願いしている。		利用者及び地元組合員との連携を強化し、出航の際は救命胴衣の着用声掛けや、荒天時または荒天が予想される場合は、出航を見合わせるよう要請し、事故防止・安全対策の強化に努めた。		A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	新規利用者は予備登録の順番で利用者案内している。		指定施設を利用する全ての利用者において区別することない対応に留意し、新規船舶係留利用者については、申請を受け付けた順に案内することとし、適正に管理している。		A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	個人情報は、支所事務から持ち出さず、管理にあたる職員にも徹底周知している。	法令を遵守し、情報漏洩や毀損及び滅失の防止を図るべく、管理取扱いは支所事務所内に限定しており、対応する職員にも周知徹底し適切に努めた。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」の通り	計画値通りの実績となり、適正に管理運営に努めた。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」の通り	概ね計画値通りの実績となり、適正に管理運営に努めた。	A	適正な維持管理及び運營業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組					
総合評価		法令を遵守し、適正かつ円滑なる管理運営に努めた。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	特になし	適正な施設管理がされているが、指定管理者と意見交換など、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。